



事務連絡
令和2年12月22日

一般社団法人石川県建設業協会事務局長 殿

石川労働局労働基準部健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業に関連した
労働安全衛生法施行令等の改正について

平素から建設業に従事する労働者の安全及び健康確保対策に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年11月5日付け事務連絡「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」をもって、橋梁等の塗料を剥がす作業や石綿を含有する建築用仕上塗材を除去する作業に使用される剥離剤の労働災害防止対策について情報提供させていただきました。

今般、令和2年12月2日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第340号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第193号）により、剥離剤に含まれベンジルアルコール及び当該物質を1パーセント以上含有する製剤その他のものについては、譲渡し、又は提供する場合のラベル表示、安全データシート（SDS）の交付等が義務付けられるとともに、製造又は取り扱いの際のリスクアセスメントの実施が義務付けられ、令和3年1月1日から施行されることとなりました。（一部経過措置により令和3年7月1日から施行）

つきましては、改正内容を別添1のとおり情報提供いたしますので、貴機関におかれましては、ベンジルアルコールを含有する剥離剤を使用する建設工事を発注される場合には、上記事務連絡の労働災害防止対策に加えて、安全データシートに基づく化学物質対策にご留意していただきますとともに、受注者に対しては、化学物質に係るリスクアセスメントを実施し、適切な安全衛生対策を講じるよう要請していただきたくお願い申し上げます。

なお、参考資料として、本改正に係る周知用リーフレット（別添2）のほか、本改正をもって修正されました剥離剤による労働災害防止対策に係るリーフレット（別添3）を送付いたしますので、ご活用のほど宜しくお願いいたします。

【担当】

石川労働局労働基準部健康安全課
地方労働衛生専門官 道下 豊
TEL 076-265-4424

基発 1214 第 1 号
令和 2 年 12 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 340 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 193 号。以下「改正省令」という。）が令和 2 年 12 月 2 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行することとされたところである。改正政令及び改正省令の趣旨、要点等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達記載の内容については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第 1 改正の趣旨

1 改正政令の趣旨

本改正は、「令和 2 年度第 2 回化学物質のリスク評価に係る企画検討会」（令和 2 年 9 月 4 日開催）の議論を踏まえ、ベンジルアルコールを以下の（1）から（3）までの措置の対象となる物質（以下「対象物質」という。）として追加するため、必要な改正を行うものである。

- （1）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定による化学物質の名称等の表示（ラベル表示）
- （2）法第 57 条の 2 第 1 項の規定による化学物質の名称等の通知（安全データシート（SDS）の交付）
- （3）法第 57 条の 3 第 1 項の規定による化学物質の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）

2 改正省令の趣旨

本改正は、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）別表第2において、ベンジルアルコールを含有する製剤その他の物に係る裾切値（対象物質を含有する製剤その他の物中の当該対象物質の含有量はその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象とならない値）を設定するものである。

第2 改正の要点

1 施行期日及び経過措置

施行期日は令和3年1月1日としたこと。ただし、改正政令の施行の際現に存在するベンジルアルコールについては、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定は、令和3年6月30日まで適用しないこととしたこと。

2 改正政令関係

(1) 基本的事項

ア 改正の基本的な内容

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第9に「ベンジルアルコール」を追加したこと。

なお、「ベンジルアルコール」は、当該化学物質による労働災害事案が多発していることから追加したものであること。

イ 事業者が実施すべき事項についての基本的な考え方

ベンジルアルコールについて事業者が実施すべき事項に係る基本的な考え方は、本通達によるほか、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」（平成12年3月24日付け基発第162号）及び「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）」（平成27年8月3日付け基発0803第2号）等によるべきものであること。

ウ 留意事項等

ベンジルアルコールは、職業性疾病（慢性）に関して安全に使用するための基準が示されている物質である一方、令別表第9に掲げる物以外の物質には危険有害性が不明なものがあるため、事業者に対して、対象物質以外であっても危険有害性が不明な物質への代替を推奨するものではないことに留意すること。

(2) 細部事項

ア 塗料の剥離及びかき落とし作業について

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
(令和2年8月17日付け基安化発0817第2号(令和2年10月19日
一部改正)。以下「課長通知」という。)の記の2(2)に則ったばく
露防止のための措置を行うこと。

イ ベンジルアルコールを含有する剥離剤の取扱い作業において講ずべ
き措置

剥離剤にベンジルアルコールが含有されている場合は、課長通知の
記の3(1)イに則った措置を講ずること。

3 改正省令関係

ベンジルアルコールのCAS番号及び裾切値は別紙のとおりであること。

ベンジルアルコールの CAS 番号及び裾切値

物質名	CAS 番号	裾切値	
		表示 (重量%) (則第 30 条関係)	通知 (重量%) (則第 34 条の 2 関係)
ベンジルアルコール	100-51-6	1%未満	1%未満

※ 上記の CAS 番号は例示であり、上記に記載の無い CAS 番号のベンジルアルコールを含有する製剤その他の物が存在する場合もあること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する
省令(厚生労働一九三)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関

係

会社その他

会社決算公告

一 三 三 三

省

令

○厚生労働省令第九十三号
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第三百四十号)の施行に伴い、並びに
労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十八条第二号及び第十八条の二第二号の
規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年十二月二日
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）			
物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）		（略）	
ベルフルオロオクタン酸アン	（略）	ベルフルオロオクタン酸アン	（略）
モノウム塩	（略）	モノウム塩	（略）
ベンジラルコール	一パーセント未満	（省略）	（略）
ベンゼン	（略）	ベンゼン	（略）
（略）		（略）	
別表第二（第三十条、第三十四条の二関係）			
物	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十条に規定する含有量（重量パーセント）	第三十四条の二に規定する含有量（重量パーセント）
（略）		（略）	
ベルフルオロオクタン酸アン	（略）	ベルフルオロオクタン酸アン	（略）
モノウム塩	（略）	モノウム塩	（略）
（省略）		（省略）	
ベンゼン	（略）	ベンゼン	（略）
（略）		（略）	

附則
この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令（令和二年政令第三百四十号）の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。

公 告

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所在地及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は決済をしてはならない。

- 令和 2 年（フ）第 2 2 8 9 号
横浜市長 1ヶ各区弘向町1059番地63
債務者 株式会社ハーベストホーム
代表者代表取締役 高谷 豊
1 決定年月日時 令和 2 年 11 月 17 日 午後 4 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 伊藤十 大 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 3 年 1 月 27 日 午前 11 時 10 分
横浜地方裁判所第 3 民事部

- 令和 2 年（フ）第 2 4 3 5 号
横浜市長 南区中里 3丁丁 3番地11-508号
債務者 株式会社リア
代表者代表取締役 海老名 仁
1 決定年月日時 令和 2 年 11 月 17 日 午後 4 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 伊藤上 大 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 3 年 2 月 3 日 午前 10 時 30 分
横浜地方裁判所第 3 民事部
- 令和 2 年（フ）第 1 0 5 6 号
仙台市長 青森野区隈岡 2丁目 3-11-202
債務者 株式会社 P. M. D.
代表者代表取締役 奥村 千晶
1 決定年月日時 令和 2 年 11 月 17 日 午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 伊藤十 大 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 3 年 2 月 12 日 午前 11 時 20 分
仙台地方裁判所第 4 民事部破産係

- 令和 2 年（フ）第 1 2 6 8 号
さいたま市長 岩区入字除子359番地23
債務者 有限会社渡行
代表者代表取締役 渡部 忠
1 決定年月日時 令和 2 年 11 月 17 日 午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 伊藤上 大 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 3 年 2 月 15 日 午前 11 時 10 分
さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係
- 令和 2 年（フ）第 3 3 1 号
松岡市長 沼津市下香貫馬場488番地
債務者 有限会社丸五商社
代表者代表取締役 林 英明
1 決定年月日時 令和 2 年 11 月 16 日 午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 伊藤十 大 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 3 年 2 月 15 日 午前 11 時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
- 令和 2 年（フ）第 2 4 7 4 号
神奈川県鎌倉市長 今泉台 2丁目 9番14号
債務者 株式会社鎌倉セーパーク
代表者代表取締役 山口 渡
1 決定年月日時 令和 2 年 11 月 17 日 午後 4 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 伊藤十 大 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 3 年 2 月 17 日 午前 11 時 30 分
横浜地方裁判所第 3 民事部

- 令和 2 年（フ）第 2 5 1 5 号
横浜市長 西区中央 2丁目 50番 5号
債務者 株式会社 M.O.O D. maker
代表者代表取締役 青嶋 民雄
1 決定年月日時 令和 2 年 11 月 17 日 午後 4 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 伊藤上 大 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 3 年 2 月 17 日 午前 11 時 40 分
横浜地方裁判所第 3 民事部
- 令和 2 年（フ）第 9 7 1 号
京都市伏見区深草小久保町 157番地
債務者 有限会社ホークワーク京都
代表者代表取締役 山本 一雄
1 決定年月日時 令和 2 年 11 月 17 日 午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 伊藤上 大 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 3 年 2 月 17 日 午前 10 時 30 分
京都地方裁判所第 5 民事部破産係

ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの対象に 「ベンジルアルコール」が追加されました

令和3年1月1日以降は、ベンジルアルコールについて**以下が義務**となります。

義務化

- ☑ 譲渡・提供時の【容器等へのラベル表示】
- ☑ 譲渡・提供時の【安全データシート（SDS）の提供】
- ☑ 事業場における【リスクアセスメントの実施】

ベンジルアルコールを含む製品を**販売する**場合は・・・

別添2

- ◆ ベンジルアルコールを1%以上含む製品を販売等する場合は、その容器または包装に危険有害性を示す絵表示（GHSマーク）、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、会社名などを**ラベル表示**するとともに、**安全データシート（SDS）を提供**する必要があります。

※施行日時点で容器に入れ又は包装されている製品については、ラベル表示は令和3年6月30日まで猶予されます。

ベンジルアルコールを含む製品を**使用する**場合は・・・

- ◆ 容器等の**ラベル**に危険有害性を示す**絵表示（GHSマーク）**のついている製品については、メーカー等から提供される**安全データシート（SDS）を確認**し、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意を把握しましょう。
- ◆ SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務について**リスクアセスメント**を行い、マスク装着や換気装置の設置など**必要な措置を講じる**よう努めましょう。

＜ベンジルアルコールの危険性・有害性と必要な対策＞

※該当物質の含有率が裾切値未満のものは対象となりません

物質名		CAS番号	裾切値		ラベルに表示すべき絵表示
ベンジルアルコール		100-51-6	ラベル表示	1%未満	
			SDS交付 リスクアセスメント	1%未満	
危険性 有害性	飲み込むと有害 皮膚に接触すると有害 強い眼刺激 眠気又はめまいのおそれ 中枢神経系、腎臓の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害	必要な 措置	容器を密閉しておくこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。		

【注意！】 ラベル表示等の対象となったことを理由に、ベンジルアルコールから、別の**有害性の不明確な物質に安易に代替化を図ることは、かえってリスクを増大させる場合があります。**

今回追加されたベンジルアルコールは、どのように扱えば安全であるか明らかになっている物質ですので、適切に管理して使用するようしましょう。

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

別添3

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
注意 防毒マスクを使用していても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

ベンジルアルコール ※ラベル・SDS義務対象物質

有害性

- ・中枢神経系、腎臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

ジクロロメタン ※特定化学物質

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

